

第 3 7 2 次結社の自由委員会報告書（抄）

（ 2 1 7 7 号案件及び 2 1 8 3 号案件）

（厚生労働省国際課仮訳）

委員会の勧告

パラグラフ 3 7 5

上記の中間的な結論に照らし、委員会は、次の勧告を承認するよう理事会に要請する。

- （a）委員会は、政府に対し、日本政府が批准した第 8 7 号及び第 9 8 号条約に具体化された結社の自由の原則を十分に尊重し、公務員の労働基本権を確保するため、関係する社会的パートナーと議論の上、特に次の事項について、遅滞なく必要な措置を講ずることを促す。
 - （i）公務員への労働基本権の付与
 - （ii）消防職員及び刑事施設職員への団結権及び団体交渉権の完全な付与
 - （iii）国の行政に従事していない公務員への団体交渉権及び団体協約締結権の確保、並びにこれらの権利が正当に制限され得る公務員への適切な代償手続の確保
 - （iv）結社の自由の原則に従い、国家の名のもとに権限を行使しない公務員へのストライキ権の確保、及びストライキ権を正当に行使する職員団体の構成員と職員に対して重い民事上又は刑事上の罰則が科されないことの確保
- （v）公務における交渉事項の範囲

委員会は、必要な改正法案が遅滞なく国会に提出されることを期待するとともに、政府に対し、この点に関する進展について情報の提供を続けるよう求める。

- （b）委員会は政府及び申し立て団体に対し、国公労連が提訴した訴訟、労働者健康福祉機構における一方的な給与削減に関する訴訟（※）¹、並びにくつかの国立大学法人の労働組合が給与削減措置に関して大学当局に対して提起した訴訟の結果について、情報の提供を続けるよう求める。
- （c）委員会は、政府に対し、現在の状況における人事院の機能に関する詳細な情報及びその見直しに係る何らかの提案を提供するよう求める。

（※）結社の自由委員会報告書では訴訟と記載されているが、正しくは、労働委員会への申し立て事案である。